

○ 国立大学法人筑波技術大学年俸制業績評価に関する規程

〔平成27年3月18日〕  
規程第5号

最終改正 令和4年3月28日規程第42号

(趣旨)

第1条 国立大学法人筑波技術大学年俸制適用職員給与規程(以下「年俸制給与規程」という。)

第4条第3項に規定する基本年俸の改定及び第8条第1項に規定する業績手当決定のため、年俸制給与規程の適用者(以下、「年俸制適用職員」という。)の業績評価に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(評価の対象者)

第2条 評価の対象となる年俸制適用職員は、年俸制給与規程第2条第1号及び第2号に掲げる職員とする。

(実施内容)

第3条 実施する業績評価は、国立大学法人筑波技術大学教員の活動状況評価に関する規程(以下、「教員評価規程」という。)に定める評価領域及び評価項目による教育研究等の活動内容及び面談にて行う。

(実施体制)

第4条 業績評価を実施するため、本学に年俸制教員評価実施委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 業績評価は、委員会の議を経て学長が行う。

(委員会の組織)

第4条の2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長

(2) 学長が指名する副学長

(3) 産業技術学部長及び保健科学部長

(4) 障害者高等教育研究支援センター長

2 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

3 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

(評価期間)

第5条 評価期間は、教員評価規程に定めるとおりとし、毎年度一斉に実施する。なお、評価実施年度の4月1日時点において、本学の年俸制適用職員に採用されてから1年を経過していない者であっても評価を行うこととする。

(評価の区分)

第6条 業績評価の区分は6段階とし、別表第1のとおりとする。

(結果の通知)

第7条 業績評価を行ったときは、その結果を対象者に通知する。

(不服申し立て)

第8条 前条の評価結果を受けた者で、評価結果に関して不服がある場合は、学長に申し立てることができる。

2 学長は、前項の申し立てについて基づき審議し、結果を不服申立人に通知する。

(基本年俸の改定)

第9条 学長は、評価結果を踏まえ、基本年俸の改定が必要と判断した場合は、当該年俸制適用職員の基本年俸を増額又は減額改定することができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、業績評価に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

区分	判定の内容
SS	標準を大きく上回っていた
S	標準を上回っていた
A+	標準をやや上回っていた
A	標準の活動内容であった
B	標準をやや下回っていた
C	標準を下回っていた